

## 函館市スポーツ振興事業取扱要綱

### 1 趣旨

この要綱は、本市のスポーツの振興を図り、もって市民の健康の保持増進に資するため実施する函館市スポーツ振興事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 対象事業

函館市スポーツ振興事業は、次の各号に掲げるとおりとし、各事業の内容、補助の対象として定める経費等については、当該各号に定めるところによる。

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| (1) 顕彰事業                 | 別紙1のとおり |
| (2) スポーツ・レクリエーション指導者育成事業 | 別紙2のとおり |
| (3) 総合型地域スポーツクラブ育成支援事業   | 別紙3のとおり |
| (4) スポーツ合宿誘致推進事業         | 別紙4のとおり |

### 3 補助金の交付申請等

補助金は、毎年度予算の範囲内で交付するものとし、交付の申請、決定等については、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、この要綱により必要な事項を定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成11年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成12年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 側

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 別紙4 スポーツ合宿誘致推進事業

函館市におけるスポーツ合宿の誘致を推進し、もって本市のスポーツ振興を図るため、市内でスポーツ合宿を実施する団体の合宿に要する経費を補助するものとする。補助対象事業等は以下のとおりとする。

### 1 補助対象事業

補助金を交付する事業は、市外に所在する市区町村体育・スポーツ協会の加盟団体もしくは当該団体に登録のある団体または市外に所在する法人もしくは学校の運動部またはこれらに類するスポーツ団体（以下「合宿団体」という。）が行うスポーツ合宿（以下「合宿」という。）で、次のすべてに該当するものとする。

- (1) 合宿が市内で開催されるもので、市内の宿泊施設を利用していること。  
ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を得た宿泊施設であること。
- (2) 1回の合宿において実宿泊数が2泊以上かつ延べ宿泊人数（合宿の参加人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。）が30人以上であること。
- (3) 合宿団体は、合宿期間中に市内の競技団体等との交流試合または講習会等の交流事業を行うこと。
- (4) 合宿が営利を目的としないものであること。

### 2 補助対象団体

合宿団体とする。

### 3 補助対象経費

合宿団体の選手、顧問、部長、監督、コーチおよびマネージャー等の宿泊料とする。

### 4 補助金の額

合宿に参加する選手、顧問、部長、監督、コーチおよびマネージャー等が市内に連続して宿泊した延べ宿泊人数に2,000円（簡易宿泊施設利用の場合は500円）を乗じて得た金額。ただし、予算の範囲内で10万円を限度とする。

### 5 補助対象範囲

- (1) 1回の合宿が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、当該合宿の最終日の属する年度とする。この場合において延べ宿泊人数は、当該合宿の初日から最終日までの延べ宿泊人数とする。
- (2) 複数の合宿団体が合同で同一の合宿を行う場合は、1合宿団体とみなす。
- (3) 補助金の交付は同一年度において、1合宿団体1回までとする。

## 6 合宿の指定申請

補助金の交付を受けようとする者は、原則として、合宿の開始前に、別記第6号様式「スポーツ合宿誘致推進事業対象スポーツ合宿指定申請書」に、合宿の開催要項等の具体的な内容について記載された書類を添えて市長に申請し、合宿の指定を受けなければならない。

## 7 合宿の指定通知

市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、別記第7号様式「スポーツ合宿誘致推進事業対象スポーツ合宿指定通知書」により、当該申請をした者に通知するものとする。

## 8 補助金交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、指定を受けた合宿期間終了から30日以内に、別記第8号様式「スポーツ合宿誘致推進事業補助金交付申請書」に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 合宿指定通知書の写し
- (2) 補助対象経費に係る支出を確認することのできる領収書等の写し

## 9 交付決定の通知

市長は、前項の規定により申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、別記第9号様式「スポーツ合宿誘致推進事業補助金交付決定通知書」により通知するものとする。

## 10 令和5年度から令和6年度にわたり実施される合宿の取扱い

補助対象年度が令和6年度である合宿については、令和6年4月1日施行の要綱を適用するものとする。